

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）によ
る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の一部改正に伴う規定整備
を行うため。

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和５２年伊丹市条例第
１８号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２号中「同条第４項」を「所得税法等の一部を改正
する法律（平成３０年法律第７号）第１条の規定による改正前の所
得税法第３５条第４項」に改める。

第７条第１項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。